

## 条例による流域対策の事例(兵庫県総合治水条例)

- 兵庫県では、平成24年4月1日に「総合治水条例」を施行し、条例に基づき、県土を11の「計画地域」に分け、各計画地域において「地域総合治水推進計画」を策定し、県・市町・県民が連携した総合治水を推進。
- 条例では、知事が計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を、管理者の同意を得て、指定貯水施設として指定することができることや、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定できることを規定。
- また、雨水の流出量が増加する1ha以上の開発行為を行う開発者等に対し、「重要調整池」の設置等を義務化。
- 条例において、知事は土地利用計画策定者に対し、都市計画法等の法令等による土地利用計画の策定時には、河川整備の状況、災害発生リスクの有無、水源涵養の必要性等を考慮するよう求めている。

**総合治水条例の目的**

- 総合治水の基本理念を明らかにする
- 総合治水に関する施策を定める
- 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する

**総合治水条例の構成**

- 総則(第1条～第5条)
- 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)
- 河川下水流対策(第8条・第9条)
- 流域対策(第10条～第37条)
  - 調節池の設置及び復元(第10条～第20条)
  - 土地等の雨水利用促進措置(第21条～第25条)
  - 貯水施設の雨水貯留容量等の確保(第26条～第30条)
  - ポンプ施設との調節(第31条～第35条)
  - 沿水機能の維持(第36条)
  - 森林の整備及び健全(第37条)
- 災害対策(第38条～第50条)
  - 浸水に関する情報(第38条～第41条)
  - 浸水による地盤の陥没のための抑制の整備(第42条～第43条)
  - 建物等の耐水機能(第44条～第49条)
  - 浸水による被害からの早期の生活の再建(第50条)
  - 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条～第54条)
  - 罰則(第55条～第61条)
  - 附則(第55条～第57条)

**【条例に基づく指定貯水施設・指定耐水施設について】**

(指定貯水施設の管理者の義務について)

- 指定貯水施設の管理者は知事と協議した上で、適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。

(指定耐水施設の所有者等の義務について)

- 指定耐水施設の所有者等は、付加する耐水機能についてあらかじめ知事と協議した上で、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならない。

指定貯水施設(ため池)での  
事前放流施設整備の事例

指定耐水施設での耐水化対策  
(浸水防止壁)の事例

総合治水条例について  
出典：兵庫県総合治水条例パンフレット

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P35 より

## 土地利用・住まい方の工夫

6

## 水災害リスクを低減するための制度や仕組み

- 水災害リスクの低減、特に人命を守るために、各種法律において規制や勧告、誘導等の制度が整備されているほか、市町村等が独自で条例に基づき対策を講じている事例も見られる。
- 経済的な観点でリスクを低減するためには、水害保険への加入やBCPの作成等の対策が考えられる。

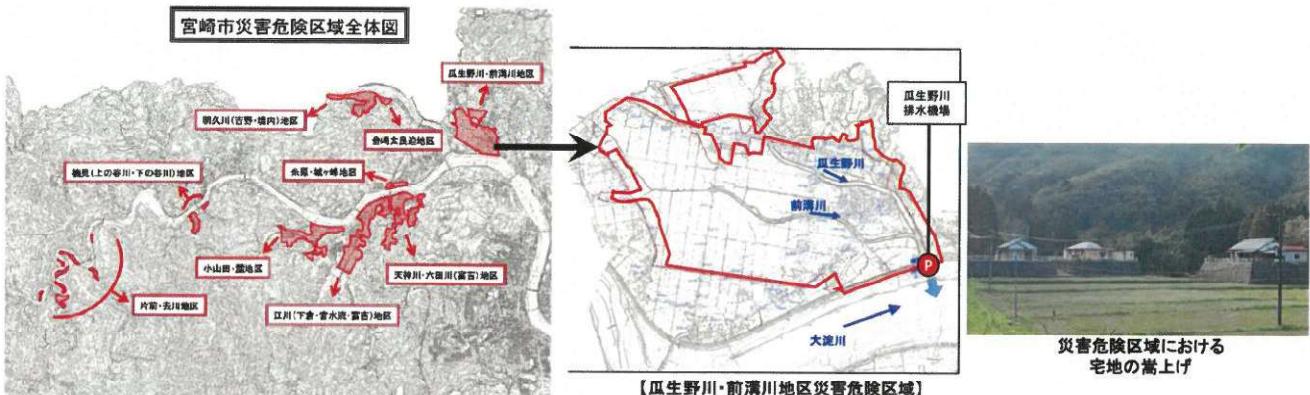
	規制	届出・勧告	誘導	助成
内容	・住居の用に供する建築物の禁止や、その他建築物の建築に関する制限等(地盤高・居室の床高さ等)を行う	・浸水のおそれのある区域等における建築行為等にあたり、建築主等が市区町村へ届出を行い、市区町村長は、必要に応じて勧告を行うことができる	・地区計画において建築物の整備方針等を定め、建築主等に自主的な対策を促す。 ・立地適正化計画に基づき、土地利用・居住の誘導を図る	・浸水のおそれのある区域等において、宅地嵩上げや住宅高床化、止水板設置等に要する費用を自治体が助成する
土砂災害特別警戒区域 (土砂法) 津波災害特別警戒区域 (津波法)	○	-	-	-
災害危険区域 (建築基準法)	○ (条例に基づく) 事例:名古屋市、宮崎市、札幌市 等	-	-	・宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金
地区計画 (都市計画法)	○ (地区計画等建築基準法条例を定めた場合に、基準法に基づく規制となる)	○ (地区整備計画に建築物や土地利用に関する事項を定めた場合、建築等にあたって市町村長に対して届出が必要となる) 事例:広島市、米原市 等	○ (地区の整備の目標となる) 事例:彦根市	-
立地適正化計画 (都市再生法)	-	○ (居住誘導区域外での住宅開発等の届出・勧告)	○ (居住誘導区域への誘導等)	-
地域の取組 条例等	・滋賀県流域治水条例 ・草津市浸水対策建築条例	・草津市浸水対策建築条例 ・世田谷区建築物浸水予防対策要綱 ・杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱 ・新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策についての指導要綱	-	・滋賀県水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金 ・東海市住宅浸水対策改修工事等工事費補助制度 ・品川区防水板設置等工事助成 ・中野区水害予防住宅高床工事助成

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第2回 資料4 P21 より

### 流域対策の取組状況

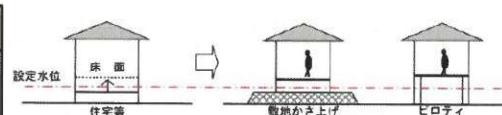
#### 大淀川における災害危険区域指定(宮崎県宮崎市)

- 平成17年9月の台風14号で、大淀川下流域において浸水家屋数4,483戸(床上浸水3,697戸、床下浸水786戸)に達する浸水被害が発生。
- 瓜生野川・前溝川地区においては、排水機場整備後も内水浸水リスクが残るエリアについて、宮崎市災害危険区域に関する条例に基づき、災害危険区域を指定。
- 災害危険区域においては、建築物の建築を規制。



#### 【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

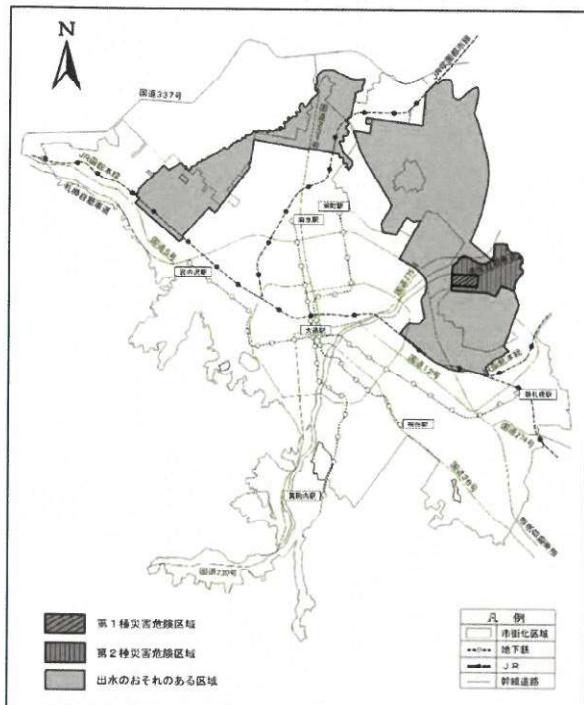
対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等	・左記建築物の間接、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。
②「病室」を持つ病院、診療所	・建築に際しては、市長認定を要する。
③「寝室」を持つ児童福祉施設	



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P29 より

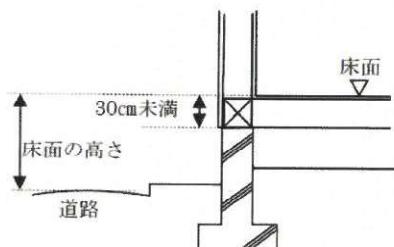
## 災害危険区域と出水のおそれのある区域(札幌市)

○札幌市では、建築基準法第39条（災害危険区域）と同法第40条を組み合わせて、札幌市建築基準法施行条例において、リスクに応じて災害危険区域と出水のおそれのある区域を指定している。



札幌市建築基準法施行条例に基づき、  
災害危険区域では床面の高さは以下に掲げる数値以上とし、  
基礎の高さ及び構造並びに便槽の高さは、以下に掲げるとおり  
としなければならない。  
なお、出水のおそれのある区域内では、以下の基準を満たすよ  
う努めなければならない。

区域	床の高さ	基礎の構造	便槽の高さ
災害危険区域	第1種区域 道路面より 1.5m以上	鉄筋コンクリート 造 (基礎の上端は 床面まで30cm 未満)	くみ取り便所は 便槽の上端を 基礎の上端以上 とする。
第2種区域	道路面より 1.0m以上		
出水のおそれのある区域	道路面より 0.6m以上		



災害危険区域・出水のおそれのある区域

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第2回 資料4 P30 より

## 土地利用と一体となった治水対策（輪中堤）



- 床上浸水被害等の早期解消のため、連続堤での整備ではなく、土地の利用状況を考慮し、一部区域の氾濫を許容した輪中堤を整備することで、効果的な家屋浸水対策を実施。
- 長野県中野市古牧地区(千曲川)では、令和元年台風第19号時、輪中堤内の集落は浸水を免れた。

### <長野県中野市古牧地区(千曲川)輪中堤による家屋浸水被害の解消>

**位置図**

**実施箇所**

**輪中堤整備後写真**

**R1台風19号時洪水状況写真**

**●古牧地区での災害危険区域  
千曲川の計画高水位(H.W.L.)以下の範囲を指定。**

**●中野市災害危険区域に関する条例抄  
(災害危険区域の指定)**

第2条 災害危険区域は、出水により災害を被る危険性が高い区域で、市長が指定した区域とする。

2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。  
(建築制限)

第3条 前条の規定により指定した区域内において、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害危険区域を指定した際、現に存する住居の用に供する建築物を増築し、又はその一部を改築する場合及び次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 主要構造物(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、別に定める災害危険基準高(以下「基準高」という)未満を居室の用に供しないもの
- (2) 基礎を鉄筋コンクリート造とし、その上端の高さを基準高以上としたもの
- (3) 地盤面の高さを基準高以上としたもの

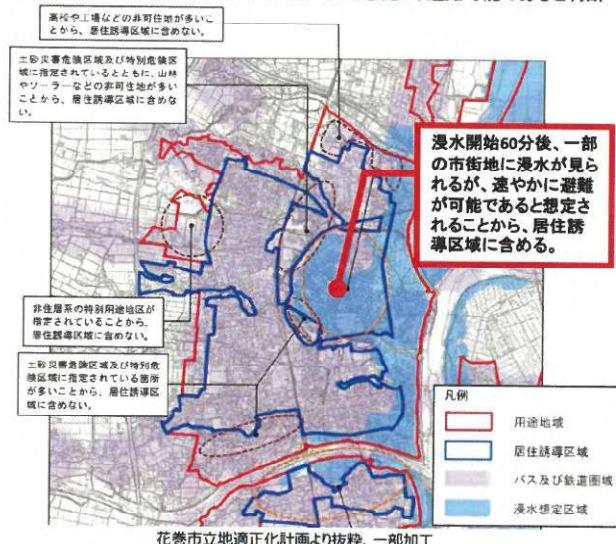
出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-1 P6 より

## 居住誘導区域の設定に災害リスクを考慮した事例(花巻市)

- 岩手県花巻市では、災害リスク情報を活用し居住誘導区域を設定。
- 居住誘導区域の設定にあたり、浸水想定区域を居住誘導区域に含めないエリアとした。なお、駅前市街地については、浸水開始60分後において、一部の市街地に浸水がみられるものの、避難施設との位置関係等、速やかに避難が可能であると想定し、居住誘導区域に含めている。
- 豪雨等による浸水等のおそれのある地域では、避難指示・勧告にあたってのソフト対策を充実。

### <災害リスク情報を活用した居住誘導区域の設定>

- ・浸水到達時間は「浸水ナビ」によって把握(約60分)
- ・避難場所までの距離から避難時間を60分と想定し、避難可能であると判断



### <避難指示・勧告にあたってのソフト対策>

- ・豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、防災ラジオやエリアメール、広報車などによる避難指示・勧告を行う。



防災ラジオ



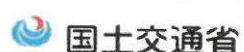
エリアメール

### <居住誘導区域外の区域での対応>

- ・居住誘導区域外の区域では、特定開発行為の届出にあわせてリスク情報を再周知、必要なアドバイスを検討

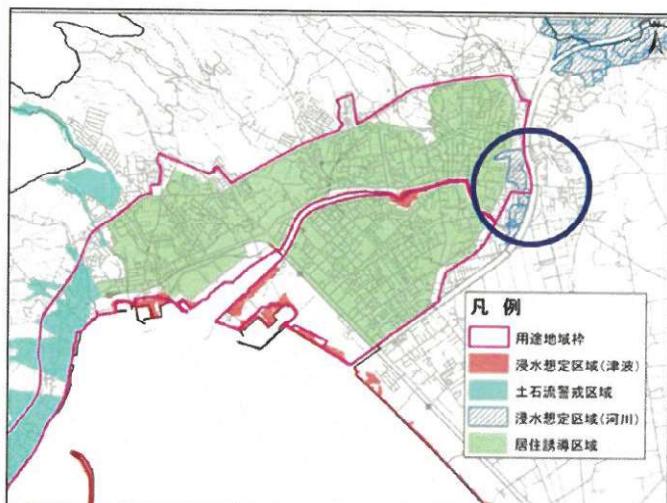
出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P33 より

## ハザードエリアと市街地エリアの重複がある場合の立地適正化計画の事例②



- 浸水想定区域については、全ての浸水想定区域を居住誘導区域から除外している事例や、想定浸水深によって居住誘導区域から除外している事例がみられる。

用途地域内的一部分に浸水想定区域が指定されており、全ての浸水想定区域を居住誘導区域から除外している事例



想定浸水深2.0m以上の区域を居住誘導区域から除外している事例



出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-2 P16 より

⑤被害範囲を減らす二線堤等の整備

## 浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全等【令和2年度より税制創設】

- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業(洪水氾濫域減災対策事業)等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。  
※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件
- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施予定(閣議決定済み)。

### 二線堤とは

- 本堤(河川堤防)背後の堤内地に築造される堤防。
- 二線堤等の盛土構造物を整備又は保全することにより、本堤が破壊して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。



### 二線堤の整備事例

#### 肱川水系肱川・矢落川(愛媛県大洲市)

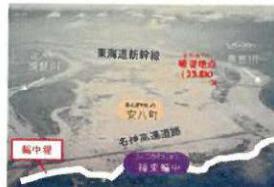
- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤(市道)を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m<sup>3</sup>を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遮らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



### 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

#### <固定資産税等の減免制度を創設>

- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



#### <浸水被害軽減地区の概要>

##### 水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

##### 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の変更、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

##### 助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区的保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P66 より

### 治水対策の取組状況

## 土地利用と一体となった治水対策(霞堤、水防災事業)

- 上下流バランスの観点から早期の治水対策が困難な地域においては、早期の安全度の向上を図るために、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の整備、宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた水防災対策を実施。

- 北川では、台風16号により浸水被害が発生するも、河道掘削・宅地嵩上などの事業効果により家屋浸水被害が大幅に低減。

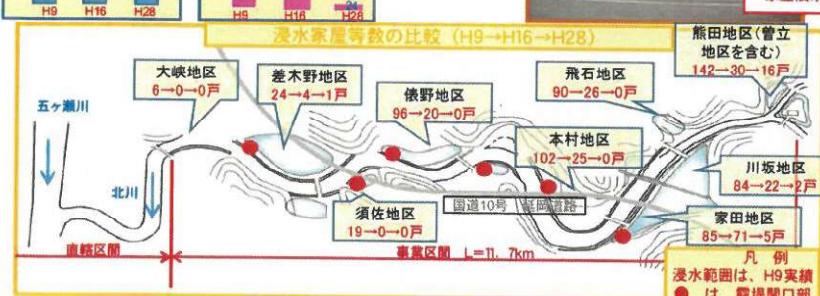
#### ○主な浸水被害の実績表

年月日	要因	流量 (m <sup>3</sup> /s)	浸水面積(ha)	家屋等被害戸数
H9.9	台風19号	約5,000	368	648
H16.10	台風23号	約4,900	350	198
H28.9	台風16号	約4,300	約340	24

※観測地点は、H9,H16: 熊田観測所、H28: 長井観測所。



霞堤からの流水により浸水しているが宅地嵩上げにより家屋浸水は大幅に低減!  
宅地嵩上げした家屋は浸水ゼロ!!  
霞堤からの流入による浸水は1日で解消!!



平成28年度の数値は速報値のため、今後の調査で修正となることがあります。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P19 より